

# 精神保健福祉援助実習における障害学生に対する実習施設の配慮の実態：精神障害のある学生に対する配慮に着目して

著者	小沼 聖治, 長谷部 雅美, 鶉領 太郎, 山田 将人
雑誌名	聖学院大学論叢
巻	第32巻
号	第2号
ページ	235-246
発行年	2020-03-15
URL	<a href="http://doi.org/10.15052/00003728">http://doi.org/10.15052/00003728</a>

〈研究ノート〉

# 精神保健福祉援助実習における障害学生に対する 実習施設の配慮の実態

——精神障害のある学生に対する配慮に着目して——

小沼聖治\*・長谷部雅美\*・鷗領太郎\*\*・山田将人\*\*\*

## 抄 録

本研究の目的は、精神保健福祉士指定実習施設（精神保健福祉援助実習）で、精神障害のある学生に対してどのような配慮が行われているのか、その実態を明らかにすることである。調査対象者は精神保健福祉士指定実習施設で、精神障害のある学生を受け入れた経験がある実習指導者2名とした。半構造化面接による個別のインタビュー調査を実施し、その内容を質的に分析した。

その結果、実習指導者が精神障害のある実習生に対して行う配慮として、①実習生自身に対する配慮、②養成校教員との連携、③実習施設内におけるスタッフ間の連携、④クライアントとのかかわりという4つのカテゴリーに整理された。

キーワード：障害学生，精神保健福祉士，実習指導者，精神保健福祉援助実習

## I. 研究の背景と目的

### 1. 研究の背景

2013（平成25）年に障害者差別解消法が成立し、2016（平成28）年度より施行された。本法律では、障害者に対する合理的配慮や不当な差別的取り扱いの禁止が明示されている。「平成30年度（2018年度）大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」によると、大学、短期大学及び高等専門学校（以下、大学等）では、障害学生<sup>注1</sup>の在籍率が1.05%となっており、前年度（0.98%）より0.07ポイント増加している。また、日本学生支援機構の調査によれば、精神障害のある学生数は2014（平成26）年度の2,826人から2016（平成28）年度には6,775人とここ2年間で2倍以上増加している。2016（平成28）年度では、精神障害のある学生が障害学生全体の25%となっており、病弱・虚弱の学生34%に次いで多い。その

\* 心理福祉学部・心理福祉学科

論文受理日 2019年11月21日

\*\* 静岡福祉大学・社会福祉学部

\*\*\* 学務部・学生課

ため、精神障害のある学生のニーズは高いと考えられる。

障害や病気を抱えながら、その経験を強みに変えてソーシャルワーカーを目指す学生もおり、専門職養成の集大成ともいえるソーシャルワーク実習においても、必要な合理的配慮が求められる。しかし、障害や病気を理由に実習を断念する学生が存在するのも事実であろう。そのため、障害や病気の有無に関わらず、学外でのソーシャルワーク実習を可能にする環境整備は喫緊の課題であるとする。そこで、本研究では、精神障害のある学生のソーシャルワーク実習に着目する。

まず、ソーシャルワーク実習における障害学生支援に関する先行研究を概観すると、障害種別では聴覚障害や視覚障害、肢体不自由、発達障害学生支援の研究がある。その中で、大学等で実施されている障害学生への学修支援や支援に対する学生自身の認識の変化など、障害学生本人の個別支援（浅原 2003；2010；2014、板井 2005）や、養成校側の取り組みならびに支援体制（浅原ら 2004；2008、柿本 2005）に着目したテーマがみられる。

精神障害のある学生については、実習事例や実習指導者、養成校教員へのインタビュー調査の分析を通じて、実習生や実習指導者、養成校教員の三者による綿密な協議や情報提供、実習生の個別性に配慮できるような自己研鑽の必要性が述べられている（河村 2012）。また、精神障害のある学生の実習体験を通じて、実習を成し遂げるために必要な要素として、実習指導者が実習前に実習生の病気や障害を理解することや実習中の丁寧な見守り、適切な助言・指導など、すべての実習生に共通するものであると示唆されている（鹿内ら 2018）。

したがって、障害学生が実習目標を達成し、実習を成し遂げるために、実習前の実習生・実習指導者・養成校教員の緊密な情報共有が必要といえる。また、実習生の個別ニーズに合わせた配慮が展開できるような実習指導者のスキルの向上が求められていると考えられる。筆者らが調べた限り、これらの研究成果は、実習生本人の体験や養成校側の取り組みから示唆されているものが多い。しかし、学外でのソーシャルワーク実習は、実習施設に委託する形で実施されることが多いため（西原ら 2007）、実習施設による障害学生へのサポート体制にも着目する必要がある。

## 2. 研究の目的

本研究では、障害学生の中でもニーズが高いと考えられる精神障害のある学生に対して、精神保健福祉士指定実習施設（精神保健福祉援助実習）で具体的にどのような配慮が行われているのか、その実態を明らかにすることを目的とした。

これらを明らかにすることによって、ソーシャルワーク実習における障害学生の支援体制を構築するために必要な情報提供が可能になると考えた。また、障害学生の受け入れ体制を構築するために、実習指導者にはどのようなスキルの向上が求められるのか。そして、ソーシャルワーク実習は実習施設と養成校の連携によって成立するものであり、双方における有機的な連携のあり方を検討するための一助になると考えた。

## Ⅱ. 研究方法

### 1. 対象と方法

調査対象者は、精神保健福祉士指定実習施設で、障害学生を受け入れた経験がある実習指導者2名とした。1人目は女性50代、地域活動支援センターで18～19年、2人目は男性50代、精神科病院で20年、それぞれ実習指導者として精神保健福祉援助実習の実習生を受け入れてきた。この2名の実習指導者に対して、2019年1月～4月にかけて、半構造化による個別でのインタビュー調査を実施した。所要時間は、1時間～1時間30分程度であった。

インタビュー調査では、これまでの精神保健福祉援助実習で受け入れた障害学生（実習生・実習指導者・養成校教員の3者で障害について共通認識があるケース）の中で、特に印象に残っている1～2ケースを取り上げて、実習の受け入れから終了後まで、障害学生に対して行った具体的な配慮事項を尋ねた。

分析では、ICレコーダーで録音したインタビューデータをテキスト化した後、配慮事項に関する記述をすべて抜き出し、それらの記述にコードを付与した。次に、内容の類似性に従って、サブカテゴリー、カテゴリーを生成した。分析結果の妥当性を担保するために、各分析プロセスにおいて、共同研究者とメンバーチェックを行った。

### 2. 倫理的配慮

本研究を実施するにあたって、聖学院大学研究倫理委員会の承認を得た（受付番号：第2018-13b号）。また、インタビュー調査当日に調査の趣旨や目的、研究への協力を途中で中止することが可能であること、そのことによって一切の不利益がないことを文書ならびに口頭で明確な説明を行った。

## Ⅲ. 結果

### 1. 受け入れた障害学生の状況

インタビュー調査で挙げられたのは、すべて精神障害のある学生のケース（全体で3ケース）であった。具体的な疾患名は、統合失調症と気分障害、ナルコレプシーであった。

### 2. 精神障害のある実習生に対する配慮

分析結果から抽出された4のカテゴリーおよび10のサブカテゴリー、37のコード一覧表を示す（表1）。以下、これらの主な内容を用いて説明を行う。

表1 精神障害のある実習生に対する配慮に関するカテゴリー・サブカテゴリー・コード一覧

カテゴリー《》	サブカテゴリー【】	コード〈〉
《実習生自身に対する配慮》	【障害特性に配慮した実習プログラムの工夫】	<p>[実習前]</p> <p>〈利用者とのかかわりを重視する実習プログラムの共有〉</p> <p>〈実習生と利用者のかかわりを見守れるような体制を相談〉</p> <p>[実習中]</p> <p>〈精神的に疲れた時や自由な時間の活動内容を具体的に提示〉</p> <p>〈緊張感が高まりやすい実習場面を共有し対応策を検討〉</p> <p>〈実習に対する緊張感が緩和した段階でプログラムの見直し〉</p> <p>〈フィードバック時に精神的な疲労度を丁寧に確認〉</p>
	【実習への安心感をもてるようなかかわり】	<p>[実習前]</p> <p>〈実習を受け入れる用意をわかりやすい形で伝達〉</p> <p>〈すぐに職員へ相談できる体制を組むことを伝達〉</p> <p>〈いざという時の実習生の逃げ道づくり〉</p> <p>〈不安でもまずはやってみたらいいという励まし〉</p> <p>〈体調が悪い時に休むことや日数不足時の延長を保証〉</p>
	【体調悪化時を想定した対応の取り決め】	<p>[実習前]</p> <p>〈精神的に不安定となった場合の相談者・部署を明確に伝達〉</p> <p>〈体調悪化時に休憩できる時間と場所の確保〉</p>
	【自己開示によるクライアントに対する影響の指導】	<p>[実習前]</p> <p>〈自身の病気や障害を利用者に伝える必要性の話し合い〉</p> <p>〈利用者に自身の病気や障害のことを伝えたい想いを極力確認〉</p> <p>〈自身の病気や障害を開示することによるクライアントからの気遣いについて考える機会〉</p> <p>[実習中]</p> <p>〈同じ病気の利用者に関わった時に感じた立場の難しさの言語化の促進〉</p> <p>〈同じ病気の利用者とのかかわりで生まれるものについての丁寧な振り返り〉</p>
《養成校教員との連携》	【緊急時の対応に関する取り決め】	<p>[実習前]</p> <p>〈緊急時の具体的な連絡先・部署・担当者の確認と共有〉</p> <p>[実習中]</p> <p>〈実習プログラム中に精神的な不調を感じた時はすぐに養成校教員へ相談〉</p>
	【具体的な配慮内容の共有】	<p>[実習前]</p> <p>〈実習生・教員との事前面談を通じて実習プログラムを具体的に提示〉</p> <p>〈実習生と教員両方の判断を尊重した実習プログラムの検討・共有〉</p>

《実習施設内におけるスタッフ間の連携》	【ソーシャルワーカーとしての価値観の浸透】	<p>[実習前]</p> <p>〈病気や障害の有無に関係なく実習生の可能性を信じる支援者としての姿勢〉</p> <p>〈実習生の将来を考え障害を理由に受け入れを拒むことをしない指導者としての姿勢〉</p> <p>〈実習生を受け入れる意義を関係スタッフに提示〉</p> <p>〈(実習生が何もしていないという誤解がないように) 精神保健福祉士として待つ姿勢も重要であることを他職種に伝達〉</p>
	【実習生の障害特性や配慮事項の共有と役割分担】	<p>[実習前]</p> <p>〈実習生の障害や病気について申し送りを行う部署や担当者との共有〉</p> <p>〈関係スタッフと具体的な配慮内容や担当者について事前に相談〉</p> <p>〈事前面談や担当者会議で共有した実習生の情報を関係部署と共有〉</p> <p>〈実習生の同意に基づいた関係者間での病気や障害の情報共有〉</p> <p>[実習中]</p> <p>〈職員が実習生にクライアントに対するかかわりをしている場合の制止〉</p> <p>〈関係部署のリーダーに実習プログラムの内容を日々伝達〉</p>
	【最終的な責任の所在の明確化】	<p>[実習前]</p> <p>〈実習生の可能性を信じて最後は実習指導責任者が対応〉</p> <p>[実習中]</p> <p>〈気になったことは実習指導者に伝えてもらえるよう関係部署に日々申し送り〉</p>
《クライアントとのかかわり》	【実習生の障害についてあえて伝えない】	<p>[実習前]</p> <p>〈実習生の個人情報を守る〉</p> <p>〈利用者に無用な気遣いを与えたくないという判断〉</p> <p>〈実習生とクライアントの人としてのかかわりを大切にしたいという想い〉</p>

実習指導者が精神障害のある実習生に対して行う配慮として、《実習生自身に対する配慮》《養成校教員との連携》《実習施設内におけるスタッフ間の連携》《クライアントとのかかわり》という4のカテゴリー、【障害特性に配慮した実習プログラムの工夫】【実習への安心感をもてるようなかかわり】【体調悪化時を想定した対応の取り決め】【自己開示によるクライアントに対する影響の指導】【緊急時の対応に関する取り決め】【具体的な配慮内容の共有】【ソーシャルワーカーとしての価値観の浸透】【実習生の障害特性や配慮事項の共有と役割分担】【最終的な責任の所在の明確化】【実習生の障害についてあえて伝えない】という10のサブカテゴリーが生成された。

## 1) 実習生自身に対する配慮

実習指導者が行う実習生に対する配慮として、【障害特性に配慮した実習プログラムの工夫】【実習への安心感をもてるようなかかわり】【体調悪化時を想定した対応の取り決め】【自己開示によるクライアントに対する影響の指導】が実践されていた。

【障害特性に配慮した実習プログラムの工夫】としては、実習前に〈利用者とのかかわりを重視する実習プログラムの共有〉〈実習生と利用者のかかわりを見守れるような体制を相談〉し、障害学生の体調や状況に応じて、実習受け入れ体制や実習プログラムの内容を共有していた。

また、実習中には実習前に確認した実習プログラムの内容を基に、〈精神的に疲れた時や自由な時間の活動内容を具体的に提示〉などを行い、〈緊張感が高まりやすい実習場面を共有し対応策を検討〉していた。このように、実習生の障害や病状に合わせて、心身の過度な負担につながらないよう配慮を行っていた。ただし、〈緊張感が緩和した段階でプログラムの見直し〉をするなど、実習指導者は実習生の取り組み状況に応じて、臨機応変に実習プログラムを展開していた。

【実習への安心感をもてるようなかかわり】として、実習前に〈実習を受け入れる用意をわかりやすい形で伝達〉〈すぐに職員へ相談できる体制を組むことを伝達〉することを通じて、実習生が安心して実習へ臨めるように配慮していた。また、〈不安でもまずはやってみたらいいという励まし〉〈体調が悪い時に休むことや日数不足時の延長を保証〉することによって、精神障害のある学生が実習にチャレンジすることを支持する姿勢を示していた。こうして、実習生本人のペースで実習に取り組めるような配慮がなされていた。

【体調悪化時を想定した対応の取り決め】として、実習前に〈精神的に不安定となった場合の相談者・部署を明確に伝達〉〈体調悪化時に休憩できる時間と場所の確保〉を行うことによって、実習生自身が実習中に体調が悪化した時に、自分で判断できるように具体的な対処方法を確認していた。

【自己開示によるクライアントに対する影響の指導】として、実習前に〈自身の病気や障害を利用者に伝える必要性の話し合い〉〈利用者に自身の病気や障害のことを伝えたい想いを極力確認〉〈自身の病気や障害を開示することによるクライアントからの気遣いについて考える機会〉を提供していた。なぜ実習生自身が障害や病気を開示したいと考えたのか、また、自己開示によるクライアントへの影響を考える機会を共有することによって、自己覚知につながるような指導を行っていた。実習中は、〈同じ病気の利用者に関わった時に感じた立場の難しさの言語化の促進〉〈同じ病気の利用者とのかかわりで生まれるものについての丁寧な振り返り〉を行うことによって、実習生の自己覚知の深まりを支えていた。

## 2) 養成校教員との連携

実習指導者は精神障害のある実習生を受け入れるにあたって、養成校教員と【緊急時の対応に関

する取り決め】【具体的な配慮内容の共有】を行っていた。

【緊急時の対応に関する取り決め】として、実習前に〈緊急時の具体的な連絡先・部署・担当者の確認と共有〉を行い、実習時の不測の事態に備えた具体的な対応方法を協議していた。実習中は、事前の協議内容を基に、〈実習プログラム中に精神的な不調を感じた時はすぐに養成校教員へ相談〉することで、実習中のリスクを最小限に留める配慮を行っていた。

【具体的な配慮内容の共有】として、実習前に〈実習生・教員との事前面談を通じて実習プログラムを具体的に提示〉〈実習生と教員両方の判断を尊重した実習プログラムの検討・共有〉を通じて、実習指導者・実習生・養成校教員三者間の実習に対する共通認識や具体的な配慮事項を確認していた。

### 3) 実習施設内におけるスタッフ間の連携

実習指導者は、実習施設内のスタッフに対して、【ソーシャルワーカーとしての価値観の浸透】【実習生の障害特性や配慮事項の共有と役割分担】【最終的な責任の所在の明確化】に関する内容を伝達していた。

【ソーシャルワーカーとしての価値観の浸透】として、実習前に実習指導者が〈病気や障害の有無に関係なく実習生の可能性を信じる支援者としての姿勢〉を示すことによって、〈実習生の将来を考え障害を理由に受け入れを拒むことをしない指導者の姿勢〉といった精神保健福祉士としての社会的な使命をスタッフ間に浸透させていた。また、〈(実習生が何もしていないという誤解がないように) 精神保健福祉士として待つ姿勢も重要であることを他職種に伝達〉することで、他職種に対しても、精神保健福祉士の専門性の理解を促していた。

【実習生の障害特性や配慮事項の共有と役割分担】として、実習前に〈実習生の障害や病気について申し送りを行う部署や担当者を共有〉〈関係スタッフと具体的な配慮内容や担当者について事前に相談〉するなど、実習施設内のスタッフ間で実習生の障害や病気の特性、状況に合わせた具体的な配慮事項と役割分担を確認していた。また、〈実習生の同意に基づいた関係者間での病気や障害の情報共有〉を行うなど、実習生の障害や病気について、どの部署の誰まで伝えるのかについて、実習生と相談して決定していた。実習中は、〈関係部署のリーダーに実習プログラムの内容を日々伝達〉するなど、必要に応じて担当スタッフとタイムリーな情報交換や指導を実施していた。

【最終的な責任の所在の明確化】として、実習前は〈実習生の可能性を信じて最後は実習指導責任者が対応〉するといった姿勢を他のスタッフに示していた。実習中は、〈気になったことは実習指導者に伝えてもらえるよう関係部署に日々申し送り〉を行うことで、他部署に対しても、責任の所在が分かるように報告を行っていた。



#### 4) クライアントとのかかわり

実習指導者はクライアントに対して、【実習生の障害についてあえて伝えない】ことを意図的に実践していた。実習前に〈実習生の個人情報を守る〉〈利用者に無用な気遣いを与えたくないという判断〉を行い、〈実習生とクライアントの人としてのかかわりを大切にしたいという想い〉をスタッフ間で共有していた。

### IV. 考察

本研究では、精神保健福祉援助実習において、実習指導者が精神障害のある学生にどのような配慮を行っているのかについて、質的な分析を通して検討を行った。

精神保健福祉援助実習は、実習生・実習指導者・養成校教員・クライアントの四者関係で成立しているとされる。その中で、実習指導者が精神障害のある実習生の受け入れから実習終了時まで、さまざまな配慮や連絡調整を行っている実態が明らかになった。

実習の主人公である実習生に対しては、養成校教員を交えた事前面談を通じて、実習生本人の障害状況や施設的环境、実習プログラムなどを総合的にアセスメントし、【障害特性に配慮した実習プログラムの工夫】【体調悪化時を想定した対応の取り決め】を行うことで、【実習への安心感をもてるようなかかわり】につながると考えられた。このように、実習生が実習を成し遂げるために、実習指導者が実習生の障害や病気を理解しておくことが重要である（鹿内ら 2018）。こうした障害理解のポイントを踏まえた配慮が実際になされている現状が示唆された。実習生の安心感を考えるうえでは、同時に実習生の個人情報の取り扱いについても検討しなければならない。つまり、実習生自身の障害や病気にに関する情報は、実習支援体制を構築するための最小限の範囲に留めること、個人情報は実習生にコントロールする権利があることを明確にしておくことが求められる（河村 2012）。また、実習生にとって自身が精神障害を抱えたことは、精神保健福祉士をめざす重要な動機につながっているが、精神保健福祉士としての姿勢を学ぶうえで、実習生の【自己開示によるクライアントに対する影響の指導】が求められるといえる。

精神障害のある実習生への具体的な配慮内容を検討するうえでは、養成校教員から実習生の取り組み状況などを確認し、【緊急時の対応に関する取り決め】【具体的な配慮内容の共有】を行う必要がある。これらについては、可能な限り実習生を交えて三者間で認識を共有できることが重要であろう。その前提として、障害学生が取り組む個別性の高い実習に関する具体的な取り決めを共有できるように、また適切な対応が可能となるような実習施設と養成校の信頼関係の構築が求められる（浅原 2004）。

そして、実習指導者が三者間で共有した協議内容を踏まえ、実習施設内のスタッフと【実習生の障害特性や配慮事項の共有と役割分担】や【最終的な責任の所在の明確化】を行うことで、実習受

け入れ側の安心感や心構えにつながっていくと考えられる。同時に、障害学生の受け入れの前提として、実習施設の基本的な方針となる【ソーシャルワーカーとしての価値観の浸透】をどのように図っていくのが重要な課題となろう。

実習の中で、実習生はクライアントとのかかわりから多くの学びや気づきを得て、専門職として成長していく。そのための信頼関係の構築に影響を与えるであろう実習生自身の体験については、意図的に【実習生の障害についてあえて伝えない】ことの重要性が示唆された。このことは実習生の個人情報を守るという観点と同時に、クライアントが安心して治療やリハビリテーションを継続するといった観点からも大切な視点と考えられる。

本研究では、精神障害のある実習生に対する配慮の実態として、実習指導者が実習前の具体的な配慮事項やそれらの共通認識の確認が重要だと考え、実践されていることが明らかになった。こうした実習前の事前目標や実習プログラムの共有は、実習指導者と養成校教員の連携をスムーズにし、実習指導者の連携に対する困難感を軽減することにつながるといえる（小沼 2016）。そして、これらの配慮を具体化するために、実習生の状況に応じた臨機応変な対応が可能となるような実習マネジメントが重要だと考えられた。

## V. 本研究の結論と限界

本研究では、精神保健福祉援助実習における障害学生支援の実態に着目し、質的な分析を行った。その結果、実習指導者が精神障害のある実習生に対して行う配慮として、《実習生自身に対する配慮》《養成校教員との連携》《実習施設内におけるスタッフ間の連携》《クライアントとのかかわり》という4のカテゴリー、【障害特性に配慮した実習プログラムの工夫】【実習への安心感をもてるようなかかわり】【体調悪化時を想定した対応の取り決め】【自己開示によるクライアントに対する影響の指導】【緊急時の対応に関する取り決め】【具体的な配慮内容の共有】【ソーシャルワーカーとしての価値観の浸透】【実習生の障害特性や配慮事項の共有と役割分担】【最終的な責任の所在の明確化】【実習生の障害についてあえて伝えない】という10のサブカテゴリーが整理された。

最後に、本研究の課題を述べる。本研究では、2名という限られた調査対象者（実習指導者）から得られたデータをもとに分析・検討を行った。そのため、個別的な環境や経験が強く反映された結果となっている可能性もある。今後は、さらに多くの調査対象者から、精神障害のある実習生に対する具体的な配慮事項を収集することが必要である。そして、多様な実習施設において実践可能な配慮事項を明らかにすることが求められる。

〔付記〕本研究は、2019年度日本学校ソーシャルワーク学会全国大会で発表した内容を基に、加筆・修正ならびに追加分析を行ったものである。

## 謝辞

ご多忙の中、インタビュー調査に快くご協力いただいた2名の実習指導者の方々に対して、この場をお借りして心より深謝申し上げます。

## 注

本研究においては、日本学生支援機構の「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」を参照し、障害学生を「健康診断等によって障害があることが明らかで、実習生の障害について、実習生・実習指導者・実習担当教員の三者が共有していることが前提となる」と定義した。

## 引用・参考文献

- 浅原千里「聴覚障害学生の社会福祉士養成教育課程の実習における配慮に関する一考察—学生に対するインタビューと質的分析を通して—」『日本社会福祉教育学会誌』第11号 2014年 pp. 73-85.
- 浅原千里「障害学生の社会福祉現場実習における「当事者である自己」との向き合いに関する研究—社会福祉専門職をめざす学生の実習体験の質的分析を通して—」『日本福祉大学社会福祉論集』第123号 2010年 pp. 49-67.
- 浅原千里・上野千代子・若山隆・柿本誠「社会福祉現場実習を希望した発達障害学生への自己認知支援の実際—セルフ・エスティームを低下させない学内機関との連携のあり方—」『日本福祉大学社会福祉論集』第119号 2008年 pp. 193-207.
- 浅原千里・柿本誠・平野華織「「社会福祉援助の主体者」としての力量形成と「障害学生の実習教育支援」の意義に関する考察—障害を有する学生の実習における「障害」体験の分析より—」『日本福祉大学社会福祉実習教育研究センター年報』創刊号 2004年 pp. 52-56.
- 浅原千里「障害を有する学生の社会福祉実習支援システム形成に向けての実践と考察」『日本福祉大学社会福祉実習教育研究センター年報』創刊号 2004年 pp. 66-72.
- 独立行政法人日本学生支援機構「平成30年度(2018年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」2019年
- グレッグ美鈴・麻原きよみ・横山美江(2016)『よくわかる質的研究の進め方・まとめ方 第2版—看護研究のエキスパートをめざして』医歯薬出版株式会社.
- 板井正斉「障害学生の社会福祉援助技術現場実習サポート—これまでの取り組みから見えてきたこと—」『皇學館大学社会福祉論集』第8巻第17号 2005年 pp. 129-144.
- 柿本誠『心身に障害を有する学生の「社会福祉士実習教育支援システム」の研究』文部科学省科学研究費補助金研究成果報告書 2005年
- 河村隆史「精神障害をもつ学生の精神保健福祉援助実習に関する一考察—円滑な実習のための情報提供の現状—」『高知県立大学紀要 社会福祉学部編』第61巻 2012年 pp. 145-161.
- 西田充潔・池田雅子・伊藤新一郎「聴覚障害のある学生に対する社会福祉士養成のための実習教育の展開—手話通訳及び要約筆記専門団体による支援活用の試み—」『北星学園大学社会福祉学部北星論集』第49号 2012年 pp. 179-191.
- 西原尚之・原田直樹・山之内輝美ほか「精神保健福祉士実習現場の現状から読みとれる養成機関側の課題」『福岡県立大学人間社会学部紀要』第15巻第2号 2007年 pp. 73-83.
- 小沼聖治「精神保健福祉援助実習における実習指導者と養成校教員の連携に関する実証分析—実習指導者の連携困難感に着目して—」『精神保健福祉学』第4巻第1号 2016年 pp. 19-31.

鹿内佐和子・谷口恵子・姜壽男「精神疾患を有する学生のソーシャルワーク養成教育に関する研究—ソーシャルワーク実習教育を中心に—」『目白大学 総合科学研究』第14号 2018年 pp. 11-22.

鹿内佐和子・谷口恵子・姜壽男「精神疾患を有する学生の实習教育に必要な要素—相談援助職として現場での体験から実習教育に必要な要素を見出す—」平成28年度上廣倫理財団研究助成報告書2018年

田中千枝子・日本福祉大学大学院質的研究会編（2013）『社会福祉・介護福祉の質的研究法—実践者のための現場研究』中央法規出版.

# Apprentices with Disabilities in Psychiatric Social-Worker Training: Considering Apprentices with Mental Disorders

Seiji ONUMA, Masami HASEBE, Ryotaro UZURA, Masato YAMADA

## Abstract

---

In this study, we analyzed conditions involving the consideration (support) of apprentices with disabilities in psychiatric social-worker training. The subjects were two training supervisors who had experience in teaching apprentices with mental disorders. We conducted individual, semi-structured interviews; subsequently, we collected and qualitatively analyzed data on the consideration (support) of apprentices with mental disorders. As a result, the following four types of conditions involving consideration (support) from training supervisors were found:

- (1) Direct consideration (support) of the apprentices
  - (2) Cooperation with teachers at the training school
  - (3) Cooperation with staff at the facility accepting the apprentices
  - (4) Relationships with clients using the facility
- 

**Key words:** students with disabilities, psychiatric social workers, training supervisors, psychiatric social-worker training